

危機管理マニュアル



危機管理

保護者対応

さ
し
す
せ
そ

最悪を想定して

最初が肝心

慎重に

情報を整理して

すばやく

すばやく

誠意をもって

誠意をもって

組織で対応

組織で対応

坂井市立大石小学校

TEL : (0776)72-0030

FAX : (0776)72-2740

Mail : info@ohishi.ed.jp

はじめに

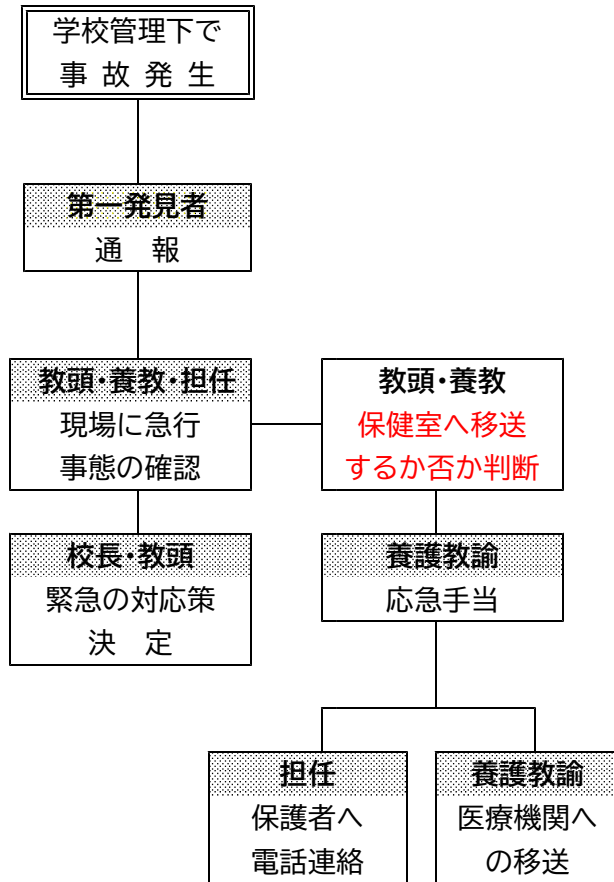
学校は、多くの児童や教職員がともに生活し、日常的にさまざまな教育活動や業務を行っている。特に小学校に在学する児童は、発達段階や身体的特徴、活動内容から鑑みて、絶えず事故の危険と隣り合わせにある。そのため、事件や事故を回避するために、私たちは様々な事態を想定し、適切かつ確実な危機管理体制を確立して、早期に危険を発見し、その危険を除去しなければならない。

しかし、それでも、不測の事態、事件、事故は発生する。初期対応を誤れば、深刻な事態や危険を誘発することにもなりかねない。そのため、緊急時において、何を最重要視し、どのような姿勢で危機管理に当たるのか、検討し、それらをマニュアルとして明記しておくことが必要である。そしてそれらを教職員での共通認識とし、平時から保護者や関係機関と共有しておくことが重要である。

危機管理の目的は、「子どもと教職員の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険を防止すること」(リスク・マネジメント)「事件や事故の被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処すること」(クライシス・マネジメント)の2点である。私たちは「危機管理さしすせそ」「保護者対応さしすせそ」を常に意識し、マニュアルを作成して、その基本方針・行動指針を共通理解し、対応に当たる。

★ 校内救急体制	1
1 登下校中の交通事故	2
2 休み時間のけが	3
3 授業中の事故	4
4 校外活動中の事故 校外学習・修学旅行等	5
5 不審者侵入 負傷者発生・緊急下校等・不審物持ち込み	6
6 火災	10
7 地震 校内・登下校時・校外学習中	12
8 大雪 大雨 暴風雪 特別警報発令等	16
9 食中毒	17
10 給食の異物混入	18
11 食物アレルギー発作・てんかん発作	19
12 熱中症	20
13 児童の問題行動 万引き、火遊び、けんか、器物破損、家出等	21
14 いじめ	22
15 不登校・登校しぶり	23
16 保護者等からの要望・苦情	24
17 児童による差別発言	25
18 教職員による体罰・わいせつ行為	26
19 虐待	27
★ 死亡事故、重篤な事故	28
★ 報道機関対応	29
★ 緊急連絡体制・連絡先	30

★校内救急体制(事故発生時の役割分担・フロー)



〈留意点〉

- 1 ひどい痛み、病態の増悪・急変、大けがなど緊急性が高い場合は、管理職の指示を受けて、速やかに救急車出動を要請する。
- 2 **落下して頭部を打撲したと思われる場合は動かさず**、周囲の児童を遠ざけて、救急車の到着を待つ。
- 3 養護教諭(または担任)が同行し、管理職は自分の車で搬送先に向かう。
- 4 児童の医療機関への移送は、原則として教職員の車は使用しない。
- 5 保護者への連絡は、担任が行う。不安や動揺を与えないよう、怪我の状況・症状、搬送先の病院等を、落ち着いた口調で説明する。
- 6 事故発生状況・経緯・児童の様子など情報を全職員で共有し、協議内容・決定事項を共通理解して、対応や他の児童の指導、ケアにあたる。

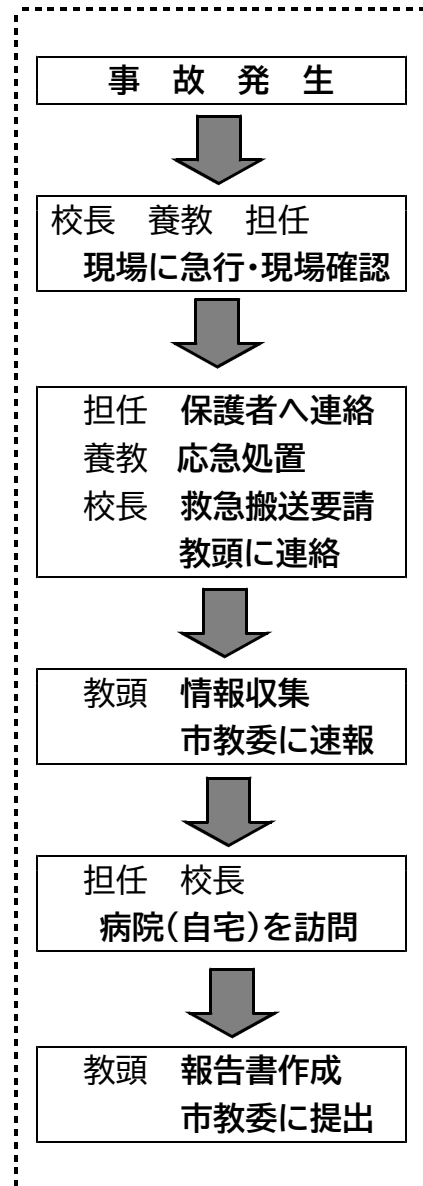
救急車を呼ぶ時の要領

- ① 119番 「救急車をお願いします。」
- ② (学校名・氏名) 「坂井市立大石小学校の〇〇です。」
- ③ (所在地) 「坂井市春江町上小森5-7-1です。」
(校外の事故の場合は、場所、どんな目印等があるか)
- ④ (学校の電話 or 携帯電話) 「0776-72-0030です。」
- ⑤ (どんな状態か)
・いつ どこで 何年生児童(男女)が
・**どのような状況で事故が発生したか** いつから体調の変化が見られたか
・**どんな様子・症状か** (意識の有無・嘔吐・痛み等の主訴・目視できること)
- ⑥ 1名が、東側入り口周辺で待機し、救急車を誘導する。

1 登下校中の交通事故

- 【ポイント】 ★ 連絡を受けたら、直ちに現場に急行する。
★ 場合によっては、救急車を要請する。
★ 被害児童の保護者と連絡をとり、丁寧に対応する。

- 1 連絡を受けた職員は、管理職にまず報告する。
その後、養護教諭、担任にも連絡する。
- 2 校長(教頭)・養護教諭・担任は事故現場に急行。 ※個人調査票・携帯電話を携行
- 3 担任は、保護者に電話連絡する。
不安を与えたり誤解を招いたりしないよう表現に十分注意し、慎重に伝える。
- 4 事故の状況を把握する。
可能な場合は養護教諭が応急手当て。
- 5 場合によっては救急車出動を要請する。
※救急車には担任か養護教諭が同乗する。
※校長は車で病院へ向かう。
- 6 教頭は、市教委に報告する。
- 7 入院となった場合は、担任、校長が見舞う。
その後も、保護者と連絡をとり、保護者の立場に立った対応に努める。
- 8 全職員に事故の経緯・児童の状況を報告し、各学級で再発防止の指導を行う。

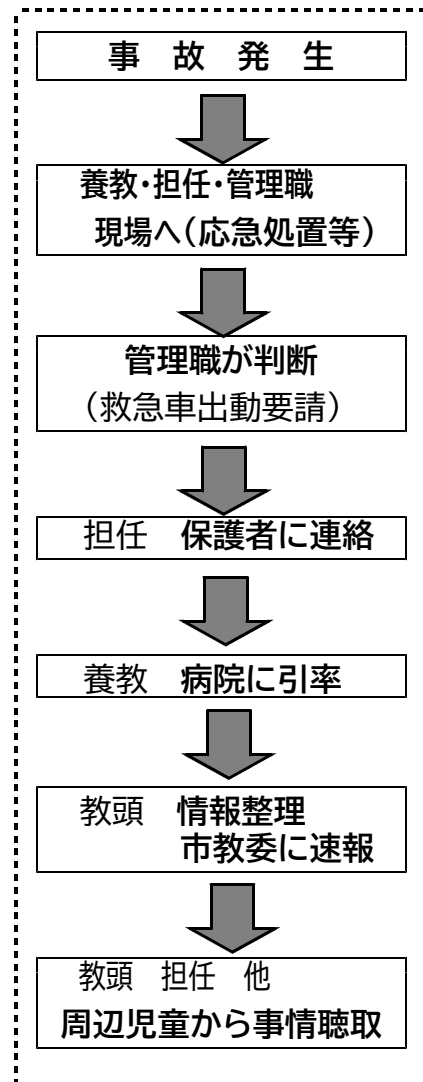


- 9 重大な事故の場合は全職員を招集し、校長の指示に従って対応に当たる。
- 10 教頭は、担任や警察署と連絡をとり、報告書を作成、市教委に提出する。

2 休み時間のけが

- 【ポイント】 ★ 応急処置を適切に行う。
★ 保護者に連絡をとり、状況の説明・救急搬送等を行う。
★ 救急車要請は管理職が判断する。

- 1 連絡を受けた職員・養護教諭・担任は、事故現場に急行する。
- 2 連絡を受けた職員は速やかに管理職に連絡し、管理職も現場に急行し児童の様子を確認。
- 3 養護教諭(担任)は、止血などの応急処置を行い、児童を病院に引率。
※ 病院は、原則として保護者が希望する所へ。
※ 救急車出動要請は校長(教頭)が判断する。
- 4 担任は、保護者に電話連絡する。
不安を与えたり誤解を招いたりしないよう表現に十分注意し、慎重に伝える。
- 5 加害児童がいる場合は、加害児童の担任が保護者に速やかに連絡する。
- 6 担任は、家庭訪問や電話などで連絡をとり、双方の保護者の立場に立った対応に努める。
- 7 教頭は、事情を知る複数の児童から事故の状況を聴き、事実を確認する。



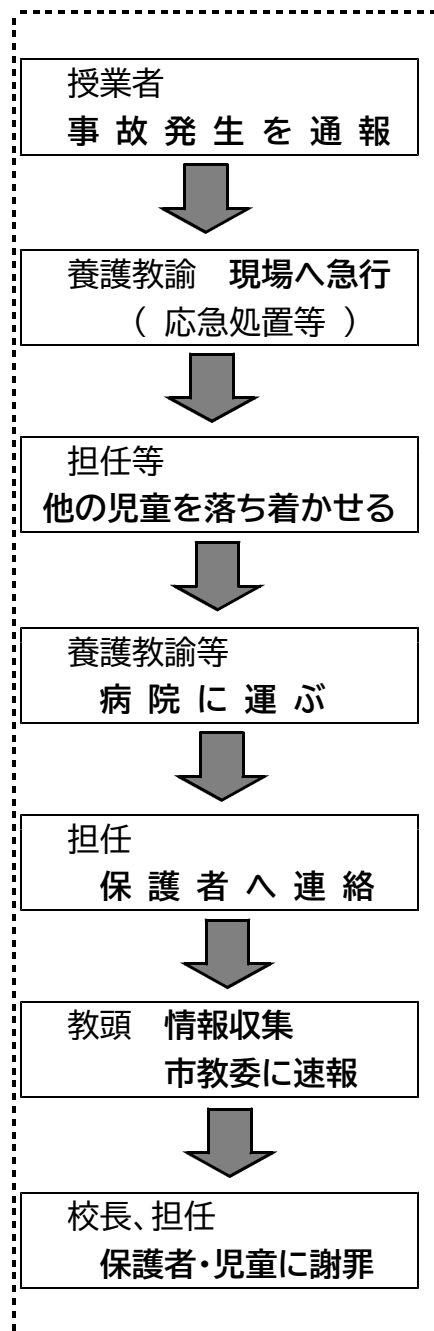
◆保護者対応の留意点

- ① 被害児童と保護者に対しては、**迅速な対応(面会)**と事故についての**謝罪**を丁寧に行う。
必要に応じて複数回対応する。また、学習については**心配を与えないよう**配慮する。
- ② 加害児童と保護者に対しては、求めに応じて、学校側も一緒に謝罪に行くようにする。
加害児童の心的負担を見取り、自責の念で追い込まれないよう、**心のケア**を十分に行う。
- ③ 加害者と被害者の双方がもめることのないよう、学校はあくまでも双方児童を大切に、**中立的な立場**で対応する。訴訟問題に発展しないように、誠意をもって丁寧に対応する。

3 授業中の事故

- 【ポイント】
- ★ 被害児童の応急処置を適切に行う。
 - ★ 他の児童を落ち着かせる。
 - ★ 対外的な窓口は教頭一本に絞る。
 - ★ 理科の授業は必ず予備実験をしてから行う。

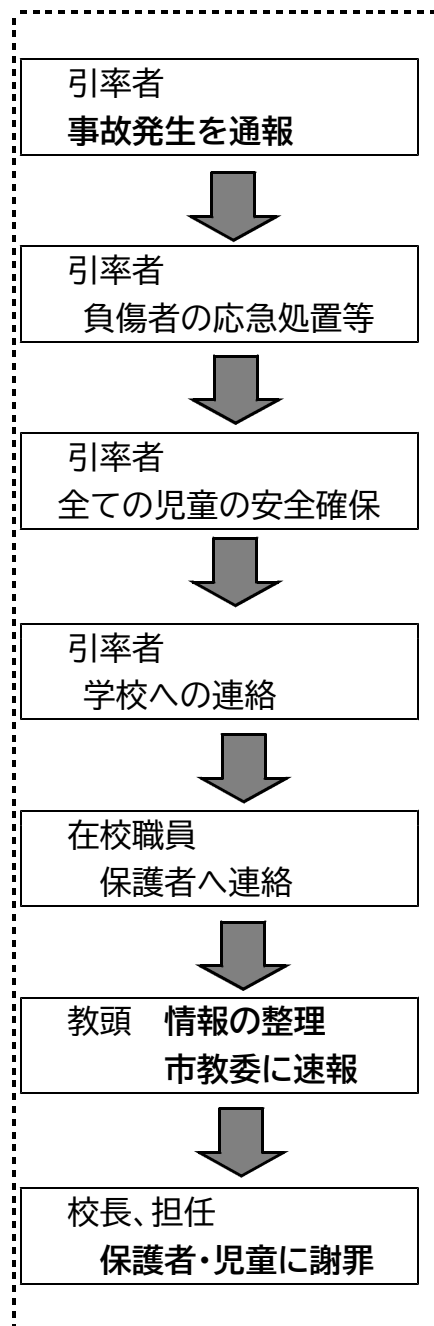
- 1 授業者は、児童を使って、近くの職員や養護教諭、職員室に事故発生を知らせる。
- 2 養護教諭・管理職は現場に急行し、養護教諭が応急処置を行う。
- 3 現場にいる職員は、他の児童が動揺してパニックにならないように声をかける。
- 4 養護教諭は症状を報告し、管理職が判断して、タクシーでの病院搬送、または救急車出動の要請を行う。
※校長(教頭)は、車で病院に向かう。
- 5 授業者は、速やかに教頭(校長)に事故の状況、事故原因等を報告する。
- 6 担任は、保護者に連絡する。不安や誤解を招くことがないよう留意し、慎重に伝える。
- 7 校長(教頭)は市教委に事故の概要を報告し、指示を仰ぐ。
- 8 対外的な窓口は教頭に一本化する。職員は、報道機関等の取材には応じない。
- 9 校長、授業者、担任は被害児童を見舞い、謝罪して、事故後も誠意ある対応に努める。



4 校外活動中の事故（校外学習・修学旅行等）

- 【ポイント】
- ★ 引率教員は速やかに児童全員の安否を確認する。
 - ★ 児童全員を安全な場所に避難させ、活動を中止する。
 - ★ 校外に出る際には、児童から引率者への報告・学校や引率教員同士・保護者との緊急連絡体制を整備し、周知する。

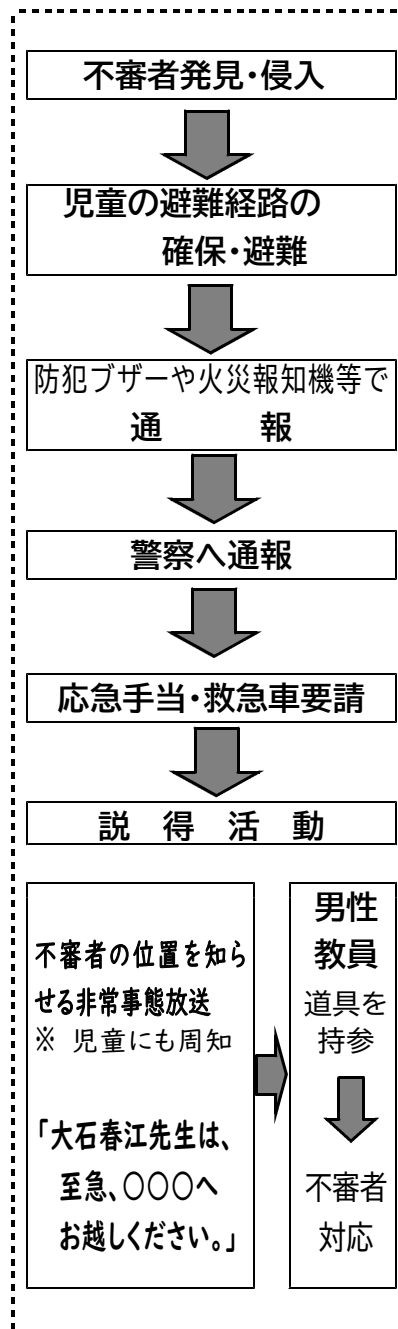
- 1 引率者は、他の教職員と分担して児童の安否を確認し、緊急の場合は警察・救急に事故発生を通報する。
- 3 引率者は、児童全員の安全確保を最優先に動き、必要ならば救急の指示に従って応急処置等を行う。
- 4 全ての児童が安全な場所に避難した後、以後の活動を中止し、学校に連絡をする。
- 5 管理職・養護教諭は可能ならば、事故現場・搬送先に向かい、児童・教職員の安否、事故の状況を正確に確認する。
※校長(教頭)は、車で現場に向かう。
- 6 学校にいる職員は、保護者に連絡する。不安や誤解を招かないよう留意し、慎重に伝える。
- 7 校長(教頭)は市教委に事故の概要を報告し、指示を仰ぐ。
- 8 対外的な窓口は教頭に一本化する。職員は、報道機関等の取材には応じない。
- 9 校長、授業者、担任は被害児童を見舞い、謝罪して、事故後も誠意ある対応に努める。



5 不審者の侵入

- 【ポイント】 ★ 児童の避難経路を確保し、安全な場所へ避難させる。
★ 不審者を児童のいる場所に向かわせない。
★ 不審者とは、手が届かない距離を保つ、背を向けない。

- 1 外来者を見かけたら声をかけ、用件や児童の名前などを答えられるか確かめる。
○「不審者侵入防止の3段階チェック体制」(別表)
- 2 正当な理由がない場合、退去を求め、応じない場合は、防犯ブザーや声で周囲にいち早く知らせる。
- 3 近くの職員は直ちに職員室に連絡し、教頭または職員室在室者は、校長に報告する。
- 4 不審者が近づいてきたら、児童の避難経路を確保する。必要に応じて校内放送を入れる。
※ 教室や体育館の場合→グラウンドへ
※ グラウンドの場合→教室へ
※ 特別教室に誘導した場合→グラウンドへ
- 5 直ちに警察へ通報する。退去した場合は、全て施錠し、パトロール強化をお願いする。
- 6 けが人が出た場合は、養護教諭が応急処置をする。必要に応じて、校長(教頭)の判断で救急車を要請する。
- 7 校長(教頭)、男性職員は現場へ急行し、相手を刺激しないように言葉や相手の態度に注意して、粘り強く説得する。
攻撃してきたら、さすまたや机等で防戦。
※ 教頭(校長)は職員室に待機して、全体の動きを掌握する。
- 8 教頭は市教委に報告し、保護者にも連絡する。



○ 来校者への対応「不審者侵入防止の3段階チェック体制」

段 階	具体的な方策
A 校 門	① 教職員・地域ボランティアによる、登下校時の見守り ② 職員室・保健室からの駐車車両や通行人の確認。目視。
B 校門から 校舎の入り口まで	① 職員室・保健室・外出口等の常時施錠 ② 職員による外出口の開錠・施錠。児童の出入り見守り ③ インターフォンでの映像・音声確認・対応
C 校舎の入り口	① 受付名簿への記入 ② 「来校者カード」の着用(保護者や来校者への周知を徹底) ③ 来訪者の出迎え(必ず顔を合わせて用件を確認) ④ 職員玄関以外の常時施錠(児童登校後すぐに玄関施錠)

登下校時における不審者への対応

※児童が「大声を出す・相手の手が届かないところにすばやく逃げる・躊躇せず安全な場所に向けこむ・大人を呼ぶ・大人に話す」ことで自分の身を守るという心構えを普段からもたせる。

※大石っ子かけこみ所や近くの民家に助けを求めることの重要性を日頃から指導し、しっかりと認識させる。

※発見者・連絡受信者・住民からの通報を受け、「管理職または対策本部(管理職不在時)」指示により、下記①～⑤について役割分担を行い、児童の被害拡大防止、児童の安全確保、心のケアに努める。

- ① 児童の安全確保・110番通報
- ② 発生現場への急行・情報の収集と整理
 - ・発生現場(病院等を含む)での正確な事態を把握する。
(児童の状況、不審者の現在の状況、負傷者の状況等)
 - ・不審者が近辺に潜んでいる可能性がある場合には、警察が到着するまでの間、児童の安全確保に努める。
- ③ 情報の集約と記録
 - ・職員室等、情報を集約する場所及び担当者を事前に決定しておき、負傷者の有無、不審者の状況時の情報を一箇所に集約する。
- ④ 緊急通報・保護者への連絡
 - ・負傷者がいる場合は、速やかに、応急手当や救急車の要請等の対応をする。
 - ・負傷した児童がいる場合は、保護者に状況と搬送先の病院名を連絡する。
- ⑤ 教育委員会への報告と支援依頼
 - ・速やかに市教委へ第一報を流し、内容を報告して助言・指導をあおぐ。

【負傷者等が出た場合】

ポイント 安易な判断は禁物、二次災害につながる！
保護者との細やかな相互連絡、連携を心がける！

= 複数の教職員による対応 =

- 負傷者、発症者の人数、クラス、氏名、状況を確認。
- 負傷部位によっては動かさない。
- 状況によっては応急処置をほどこす。
(止血法、心肺蘇生法、AEDの使用 等)

負傷者搬送	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急時には、救急車で搬送する。 ○保健室に搬送後、養護教諭が応急処置をして症状を判断する。 ○校長に報告し、担任に連絡する。
現場の安全確保と維持	<ul style="list-style-type: none"> ○周囲の児童から事情を聴き、記録する。 ○周辺の児童の安全確保に努める。

救急車を要請する際に、複数の負傷者がいる場合は人数を必ず連絡する。

○児童に服薬、アレルギー等の注意事項がないか、保健調査票等でチェックする。

救急車で搬送

学校で搬送

○保護者に連絡する。
搬送先がわからないときは、自宅か職場で、保険証持参で待機してもらう。
○児童に服薬、アレルギー等の注意すべきことがないか必ず電話確認する。

○搬送前に家庭に連絡し、簡単な事情説明と指定の病院等を聞く。
○保険証を持って病院に来てもらうように連絡する。
○児童に服薬、アレルギー等の注意すべきことがないか必ず電話確認する。

保護者が来るまで養護教諭、担任は病院で待機する。
必要に応じて管理職は車で病院に行く。

○医師からの診断・状態の説明を受ける。
(保護者とともに担任、養護教諭が同席することが望ましい)

○帰校し、学校長及び教頭に報告する。
○養護教諭は、対応状況等を記録しておく。

※家庭訪問等でていねいな事後指導を！

【緊急下校等】

=緊急事由=

- ◇ 不審者出没等により、児童に危険がおよぶ可能性がある場合
- ◇ 犯罪等の発生により、直接的・間接的に影響が懸念される場合
- ◇ 台風や大雨等の風水害、複数回の地震・余震等により、下校時の安全確保が必要となる場合
- ◇ サルやイノシシ、クマ、シカなどの獣の出没により、児童に危険がおよぶ可能性がある場合

情報例とルート

- 事件の詳細、自然災害と今後の予報、野生動物の出没場所や特徴等の正確な情報
- 情報は、警察や市教委、地域、保護者、メディアなど信頼性の高いものから入手
- 各方面から情報を収集し、正確な情報が確認し、状況を教職員が確認できるよう提示したり、職員を招集して口頭で伝えたりして全職員の周知を図る。
- 危険の程度を的確に判断する。
- 市教委より指示があれば、その指示に従う。

授業中の場合

- 各教室に状況を説明し、次の行動について指示する。
- 自習クラスには、職員室にいる教員が必ず入る。

休み時間の場合

- 担任を職員室に招集し、緊急事態の詳細・対応について周知を図り、管理職から担任に指示を出す。
- この間、担任以外の職員は、校舎内を巡回する。
- 緊急を要する場合、児童を教室に戻し、点呼確認する。

(状況の変化により)警察・教育委員会へ電話連絡し、警備を要請する。

◆ 緊急に一斉下校させる場合

- できるだけ早く、保護者に一報を流す。可能なら経緯や内容についておたよりを作成し、下校するまでに児童に配付する。
- 教職員は、下校を見守り、通学路の安全を確認する。
- 保護者不在の場合は、学校に留め置き、保護者に迎えを要請する。

◆ 授業を継続し一斉下校とする場合

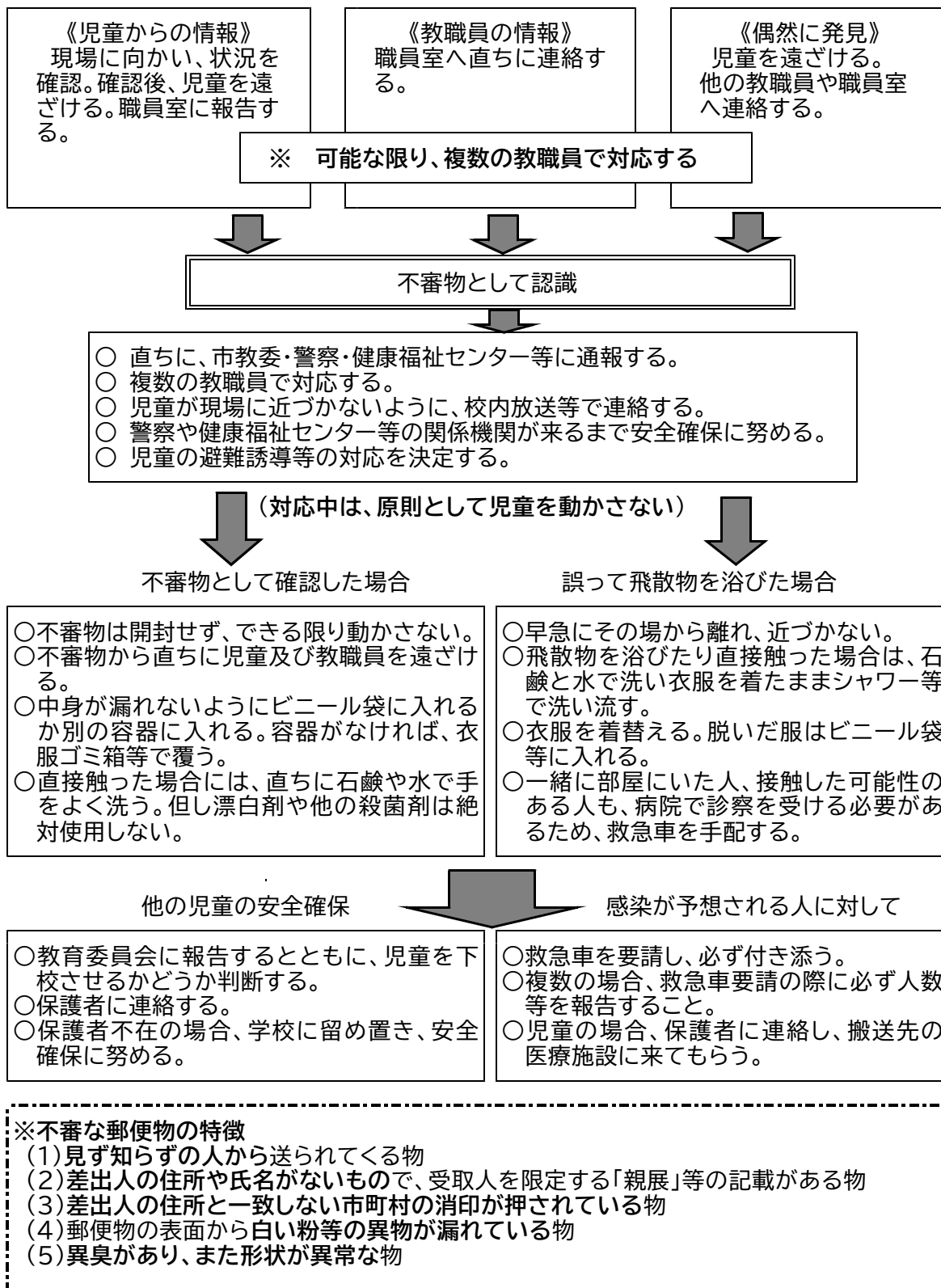
- 市教委に状況を報告する。
- 職員室にいる教職員はスマートフォンを携帯し、校舎内外を巡回する。
- 保護者へのおたよりを作成して配付する。

◆ 緊急メールで保護者に迎えを頼む場合

- できるだけ早く、保護者に緊急メールで迎えを依頼する。
- 迎えの時刻を把握するため、選択肢を設けて配信し、返事を確認する。
- 児童は、教室や体育館で待機させる。場合によっては、弟妹の教室に兄弟を集め、兄弟姉妹で待たせる。
- 迎えが遅い児童が少数になったら、一教室にまとめ、教室対応者を残し、玄関対応にあたる。

【不審物を持ち込まれた場合】

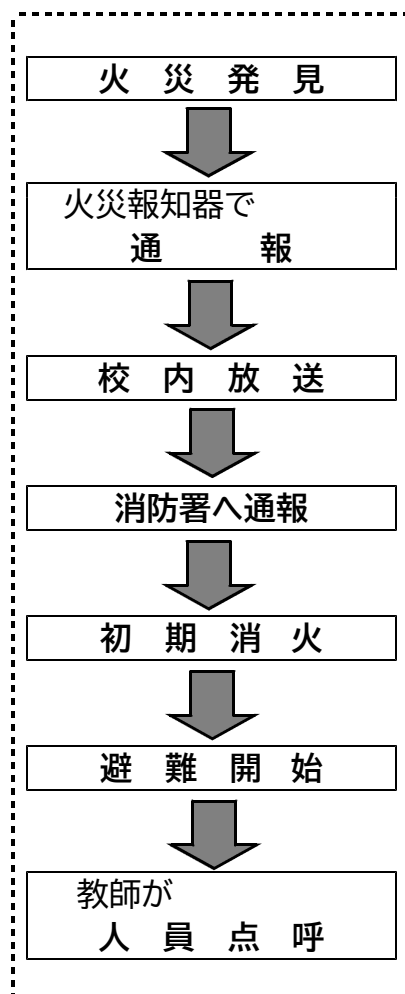
ポイント 即断・即行動が基本
平素から予防方法等について共通理解を図っておく



6 火災

- 【ポイント】 ★ 出火場所、避難場所が聞き取れるように、分かりやすく大きな音量で校内放送を流す。
★ 児童を落ち着かせ、静かに放送を聞かせる。
★ 「お・か・し・も・ほ・し・い」の約束を守るよう指導する。

- 1 火災を発見したら、発見者は近くの火災報知器のベルを押す。
- 2 教頭(職員室在室者)は、緊急ボタンにより校内放送をする。大きめの音量で、落ち着いたアナウンスを心がける。
※「緊急連絡、緊急連絡。今、〇〇室から火災が発生しました。児童の皆さんは、先生の指示に従って、校庭の東側、プール横に避難しなさい(2回繰り返す)。」
- 3 消防署へ通報する。(119番)
- 4 初期消火ができる場合は、児童監督以外の職員が消火器で消火にあたる。
- 5 授業者は授業をやめ、静かに放送を聞かせる。出火場所、天候から避難コースを判断する。
※ 休み時間等は、各職員が自分の持ち場に行く。
- 6 教室の窓を閉め、ハンカチを出させ、帽子をかぶらせて、児童を廊下に整列させる。
- 7 「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」「ほうそうをしっかりと聞く」「いのちを守る」を指示した後、児童を誘導して避難する。



- 8 各職員が自分の持ち場で残留確認をする。
- 9 学級ごとに整列し、引率者が人員点呼。教頭に伝え、教頭は校長に報告する。

【火災発生】

ポイント パニック・混乱が最大の壁！

《平素からの訓練》

- 出火場所を数カ所想定しての避難訓練を実施する。
- 平素から校舎内外の障害物(特に避難路になるところ)を撤去しておく。
- 消火器の所在、使い方を全員熟知しておき、ヒューマンエラーを防ぐ。
- 持ち出し書類等を確認しておく。
- 消防車・救急車と交錯しないように避難経路の確保に努める。

火 災 発 生

- 消防署へ連絡。出動要請を行う。
- 児童を出席簿で確認する。
- 児童の避難準備をして、最も安全なルートと避難場所を判断する。
- 教育委員会へ連絡する。
- 教職員による初期消火活動を開始する。

《初期消火が成功した場合》

- 児童を教室に入れ、担任が状況を説明し、混乱を静める。
- 火災場所の現状維持に努める。
- 放火の疑いがあれば、職員室にいる教職員が校内を巡視する。

平 常 に 戻 り 授 業 継 続

《初期消火を失敗した場合》

- 避難の放送を入れる。
- あわてずに誘導する。

- 点呼、確認、報告をする。
- 負傷者の確認をする。
- 負傷者が複数の場合、学年・氏名を把握しておく。
- 搬送先の病院へ付き添う。

- 一斉下校の必要性を判断する。
- 教職員への指示の徹底を図る。

- 市教委へ報告する。
- 保護者へ説明する。
- 報道機関への対応を行う。
(窓口は教頭に一本化)

※事後指導を忘れずに行う

7 地震

- 【ポイント】 ★ 身の安全を守ることを最優先。火の始末は二の次。
★ 机の下にもぐって脚を対角に持ち、頭部を守る。
★ 落下物や破片に注意して、建物の外にできるだけ早く避難。

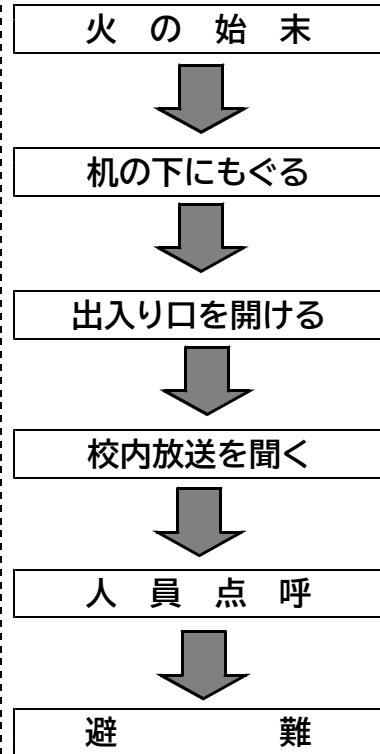
- 1 火を使った授業(理科、家庭科など)の場合はできれば火を消す。鍋や調理した物、薬品、ガラス類から離れるよう指示する。
- 2 職員は、近くの児童に机の下にもぐるよう、机のない場所なら、壁や窓から離れてしゃがむよう、大声で繰り返し指示する。
- 3 揺れがおさまったら、出入り口の戸や窓を開けて避難路を確保する。(片側に寄せて全開)
- 4 校内放送の指示を静かに聞かせ、避難経路を指示する(判断させる)。
- 5 人員を確認し、負傷者がいないか確認する。
- 6 帽子を着用。「おさない」「かけない」「しゃべら

ない」「もどらない」「ほうそうをしっかりと聞く」「いのちを守る」を徹底する。

- 7 動揺しやすい者、負傷者などを職員の近くにしたり、手をつないだりする。
- 8 学級ごとに整列し、引率者が人員点呼。教頭に伝え、教頭は校長に報告する。
- 9 教頭は、市教委に報告し、指示を受ける。

◆ 落下物に要注意

- ① 大きな揺れでは、職員も児童も平常心を失う。まず、職員が落ち着き、「先生がいるから大丈夫だよ。」と児童を安心させるように努める。
- ② 落下物に細心の注意を払う。建物に沿わず、避難する。



【地震発生】(学校内)

ポイント パニック・混乱が一番の壁！

地震発生

児童の安全確認

- ・児童に、頭部の保護、机の下などへの避難、机の脚を両手で持つ、その場を動かない等、的確な指示をする。
- ・火災など二次災害の防止に努める。(特別教室での薬品管理、ガスの管理等)
- ・負傷者の確認をする。

校舎外避難の決定

指示

- ・避難経路の安全確認をする。
- ・全校への避難指示を出す。
- ・各クラス毎に人員確認をする。

校舎外避難

- ・頭部の保護や「おさない・はしらない・しゃべらない・もどらない・ていがくねんが先」等、的確な指示を与える。
- ・児童名簿を携帯する。
- ・避難誘導や負傷者搬送など教職員の連携を密にする。

避難後の安全確保

- ・人員の確認と安否の確認をする。
- ・負傷者を確認し、応急処置に当たる。
- ・警察、消防、医療機関へ連絡をする。
- ・対話やスキンシップ等により児童の不安を和らげる。

学校対策本部の設置

①校舎外避難場所での対応

○児童の不安に対する対応、安全確保

②校舎施設の被害状況の把握

③情報収集

○地震の規模、余震の可能性と規模
○校区の被害、危険箇所等

④教育委員会への連絡

○被害状況、学校内外の状況、指導事項の確認
○情報収集、臨時休校の措置

⑤外部との対応

○保護者等からの照会の対応

⑥地域防災拠点の運営支援

○近隣学校間等との情報交換、マスコミ対応

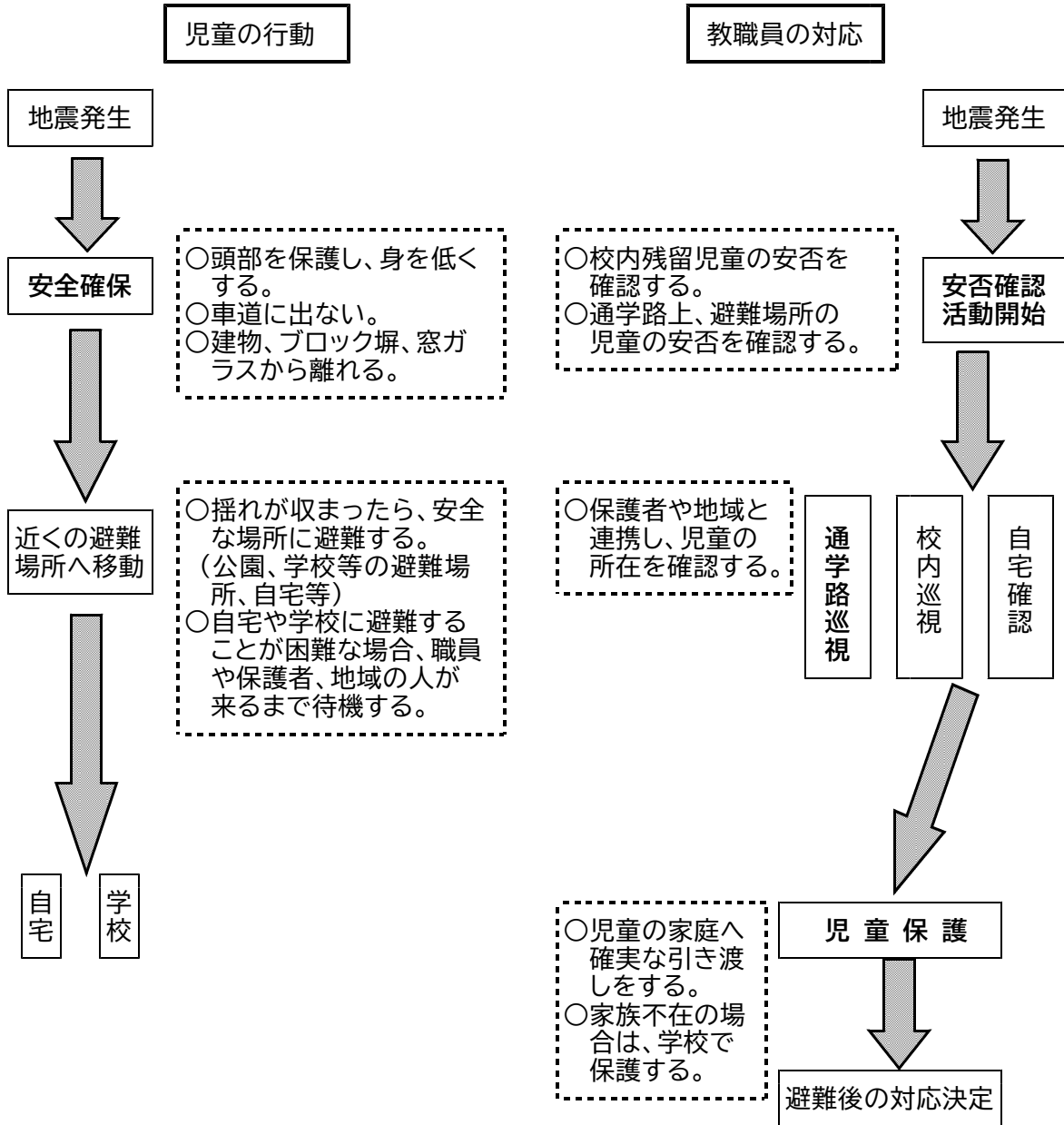
校舎外避難後の対応決定

保護者への連絡

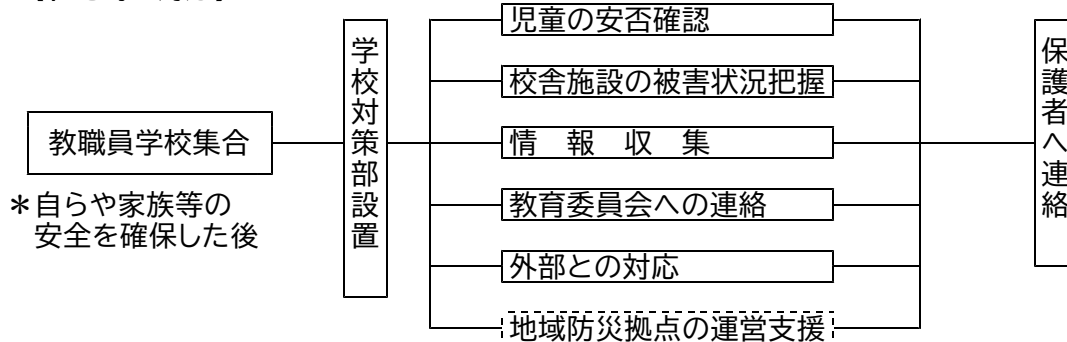
保護者への引き渡し

継続避難

【地震発生】(登下校時)



(在宅時の対応)



【地震発生】(校外学習中)

ポイント 携帯電話(電波状況によって携帯ラジオも)は必ず持参!

地震発生

安全確保

- 正確な状況を把握し、二次被害を避けるための指示を出す。
(下見時の見学施設の把握、避難経路・避難場所の確認、施設管理者との打ち合わせ)
- 電車、バス等に乗車中は、係員の指示に従う。
- 児童の不安を和らげるように声をかける。

避難場所へ避難

- 避難場所や救護施設がない場合、地元の人や関係機関等からの情報を入手して判断し、安全第一に対応する。
- 施設管理者の指示に従う。

避難後の安全確保

- 人員を確認し、負傷者の応急手当をする。
- 児童の不安を和らげるよう声をかける。
- 海岸での津波、山中での崖崩れ・落石等に注意する。
- 地元の公的機関へ救援の要請をする。

学校への連絡

- 状況の詳細について報告し、指示を受けて対応する。

避難後の対応決定

- 市教委へ連絡して、指示を受ける。
- 地元の公的機関へ救援の要請をする。

保護者への連絡

保護者への引き渡し

修学旅行等、遠隔地にいる場合

- 地震の規模、被害状況等の正確な情報を収集し、児童を守ることを最優先とする。
- 学校又は市教委と連絡を密にとり、指示を受けて対応する。

8 大雨 大雪 暴風雪（特別警報発令等）

- 【ポイント】
- ★ 正確な気象情報を収集し、学校周辺の様子を目視・確認する。
 - ★ 大雨や大雪が降り出す前に、児童を確実に保護者へ引き渡す。
 - ★ 待避せざるを得ない状況になった場合、通信手段を確保し、浸水に備えて、建物の上層階に避難する。

1 特別警報・線状降水帯発生情報を確認し、下校時の安全確保が難しい場合、校長(教頭)は市教委に報告する。

2 緊急引き渡しが必要となった場合、校長(教頭)は、保護者にメールで連絡し、迎えを依頼する。

※ メールには、引き渡し予定時刻を把握するため、選択肢を設け、返信をもらうようにする。

※ 学校への問い合わせは教頭を窓口とし、緊急用携帯を使用する。

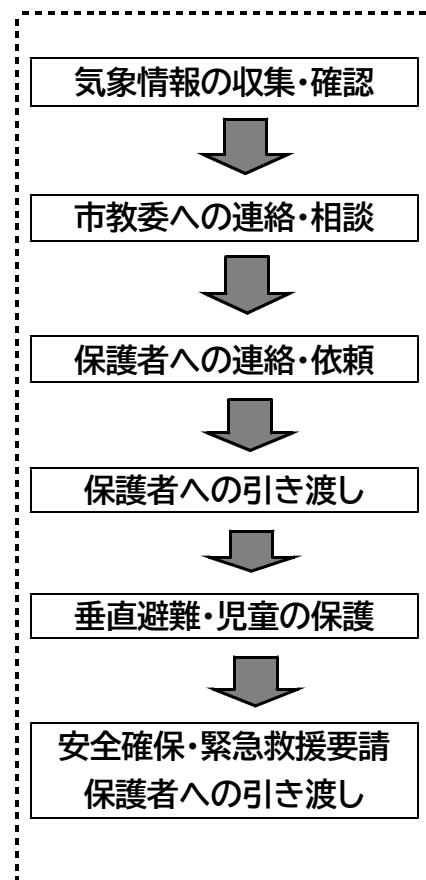
3 児童の迎えが遅い場合や、大雨が激しく迎えが困難と判断される場合は、垂直避難を行う。

※ 浸水被害を想定して、児童には荷物を持たせ、一晩過ごすことを想定して行動する。

※ 校内で職員が連絡を取り合う、あるいは保護者に児童の安否を知らせることができるよう、通信手段を各自が確保する。

4 家庭の事情を十分考慮し、校長(教頭)は、一部職員の帰宅を促し、残っている職員で連携して対応に当たる。

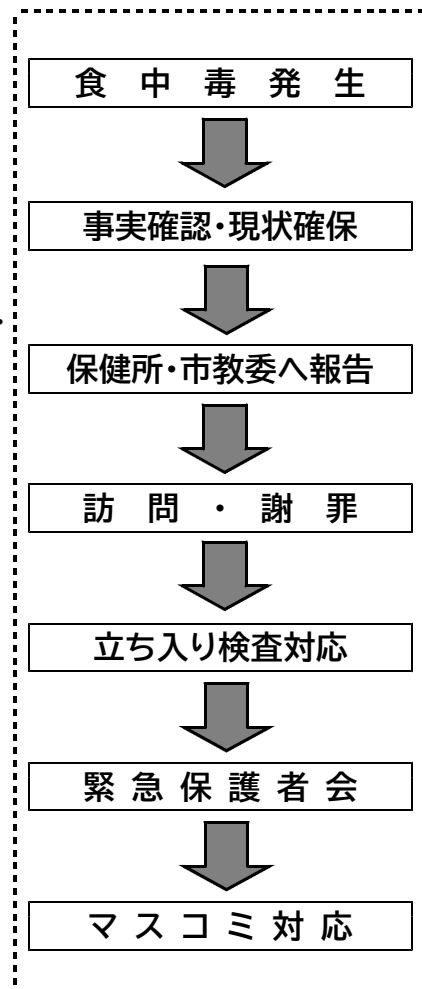
5 校長(教頭)は、随時、学校の状況・児童の様子を市教委に連絡し、救援を要請する。保護者が安心できるよう、児童の様子を報告したり発信したりする。



9 食中毒

- 【ポイント】 ★ 事実の確認と現状の確保・保存に努める。
★ 保護者に謝罪し、理解・協力を努める。
★ マスコミ対応は教頭に一本化する。

- 1 事故発生の連絡を受けたら、直ちに事実の確認をする。
(1)給食の場合
給食を中止し、弁当に切り替える措置をとる。(保護者会、文書)
(2)学校での実習の場合
実習の学年・人数・場所・献立内容・試食時間・食材・購入先等について明らかにする。
- 2 教頭は、事故の概要をまとめ、保健所・市・市教委に報告する。
- 3 学校で食中毒の症状が出た場合は、学校医へ連絡し、指導をお願いする。
- 4 食中毒にあった児童の病院・家庭へ訪問し、児童・保護者に謝罪する。
- 5 保健所等の立ち入り検査のため、食材の確保・保存、調理室の現状確保を行う。



- 6 PTA役員会を招集し、十分に理解を得た上で緊急保護者会を開催し、食中毒の経緯と今後の対策について説明し、理解と協力を求める。
- 7 マスコミ取材については、窓口を教頭に一本化し、事実に基づいて対応する。

10 給食の異物混入

- 【ポイント】
- ★ 現物をそのまま保存し、直ちに職員室に連絡する。
 - ★ 異物と認められた場合、または疑わしい場合は危険度を複数で確認・判断する。
 - ★ 危険異物と疑われる場合、直ちに給食を中止し、給食センター・関係機関に連絡する。

1 異物発見の連絡を受けたら、直ちに事実の確認をする。

(1)危険度レベル1

不快で不衛生的だが、健康被害の恐れのないもの(毛髪・繊維片・包装材料・食物の皮殻・鋭利でない骨・食物付着の虫等)
→混入のあった児童には喫食の意思を確認し、校内で代替を提供する

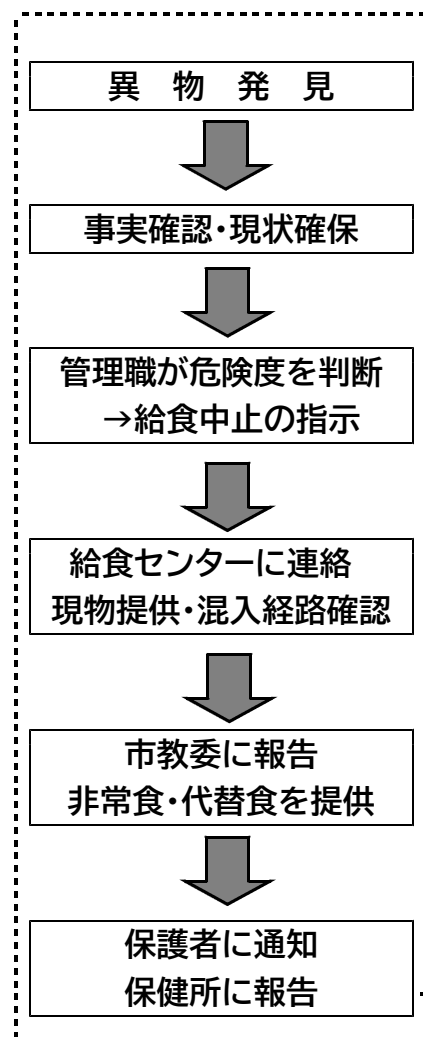
(2)危険度レベル2

健康被害の懸念のあるもの、異物の種別が特定できないもの(プラスチック・ゴム・ゴキブリ・ハエ・ネズミの糞等、またはレベル1が複数)
→異物の混入経路が想定でき、安全が確認できた場合は安全なもののみ喫食。
安全が確認できない場合は、給食を中止し、非常食を提供。

(3)危険度レベル3

健康被害の恐れがあるもの(金属類・ガラス片・鋭利な骨やプラスチック片・洗剤、またはレベル1・2が大量)
→レベル2と同様

2 教頭は、給食センターに連絡。現物を提供し確認を依頼する。また、レベル2・3の場合、市教委に報告。また安全が確保できない場合は、保健所にも連絡し、速やかに保護者に通知する。マスコミ取材は、学校では受けない。



11 食物アレルギー発作・てんかん発作

- 【ポイント】 ★ 応急処置を適切に行う。
★ 保護者に連絡をとり、状況の説明・救急搬送等を行う。
★ 救急車要請は管理職が判断する。

1 発見した職員は、児童から離れず、観察を続ける。大声で助けを呼ぶか、他の児童に職員を呼びに行かせる。
けいれん発作の場合は落ち着いて時刻を確認する。舌をかまないよう下顎を軽く持ち上げ、周囲に危険な物があれば取り除く。
食べ物を喉につまらせる可能性があるときは、横向きにする。

2 管理職、養護教諭は直ちに現場に向かう。他の職員は複数で、「食物アレルギー緊急対応マニュアル」や「症状チェックシート」、エピペン、緊急内服薬、AEDを持って急行する。

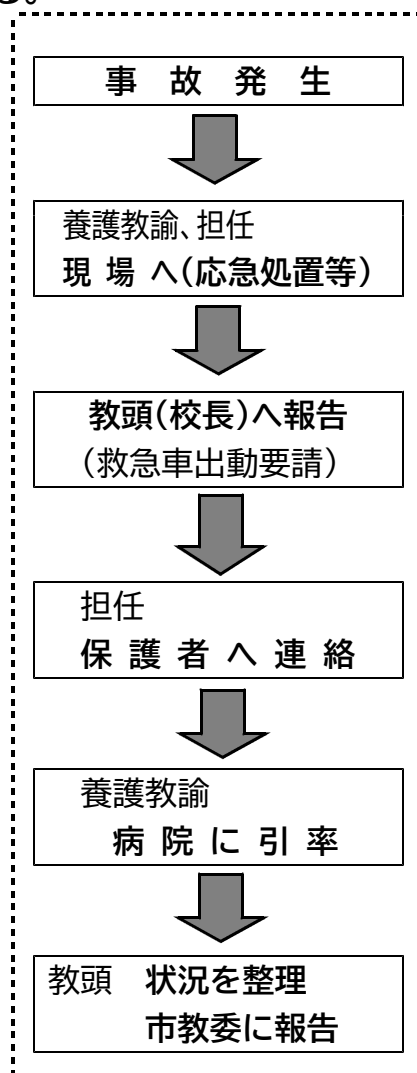
3 食物アレルギー発作と判断される場合は、直ちにエピペンを使用し、緊急内服薬の内服介助を行う。

※ エピペンを使用した際は、使用後、症状が落ち着いていても、管理職は救急車を要請する。

※ 病院は、主治医のいる病院へ。

4 現場にいる職員で分担して、他の児童への対応、救急車の誘導を行う。

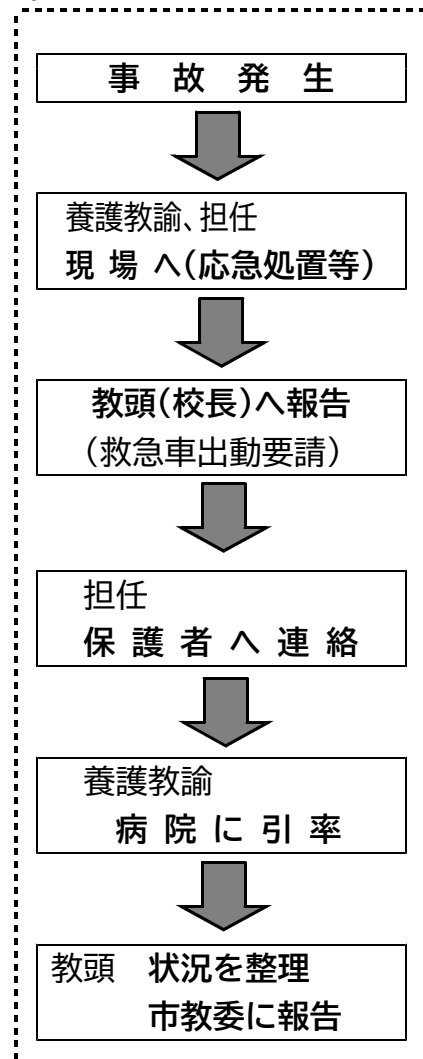
5 てんかん発作がおさまった場合、そのまま安静に休ませ、保護者に連絡する。



12 熱 中 症

- 【ポイント】 ★ 応急処置を適切に行う。
★ 保護者に連絡をとり、状況の説明・救急搬送等を行う。
★ 救急車要請は管理職が判断する。

- 1 連絡を受けた職員・養護教諭・担任は、現場に急行する。
- 2 連絡を受けた職員は速やかに教頭(校長)に報告する。
- 3 養護教諭(担任)は、意識障害の有無を確認し、応答が鈍いなどが見られた場合は、管理職が、直ちに救急車を要請する。
※ 病院は、原則として保護者が希望する所へ。
- 4 意識の有無に関わらず、児童を涼しい場所に避難させ、脱衣と冷却を行う。
- 5 意識がある場合は、水分が摂取できるか確認し、できない場合は管理職が救急車を要請する。水分が摂取できる場合は水分・塩分の補給を行う。
- 6 水分が摂取できても、症状に改善が見られない場合は、救急車を要請する。



- 7 担任は、保護者に連絡する。不安を与えないように慎重に、分かりやすく状況を説明する。

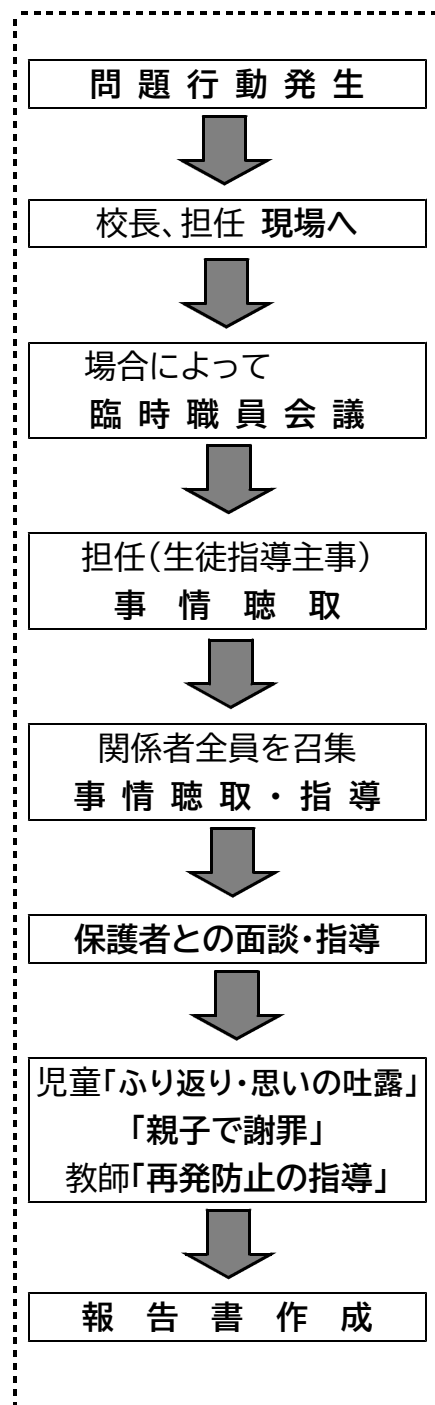
◆熱中症を防止するための対応

- 熱中症特別警戒アラート発令 … 全ての運動、行事、空調設備のない場所での活動、徒歩での登下校を中止 → 緊急時引き渡しを実施
- 熱中症警戒アラート発令 および WGBT31以上 … 全ての運動、空調設備のない場所での活動を中止、登下校については協議
- WGBT28以上 … 激しい運動を控える

13 児童の問題行動（窃盗、火遊び、けんか、器物破損、家出）

- 【ポイント】 ★ 児童に重大性を深く考えさせ、したことに向き合わせる。
★ 指導体制・指導方法の見直しを図り、再発を防止する。

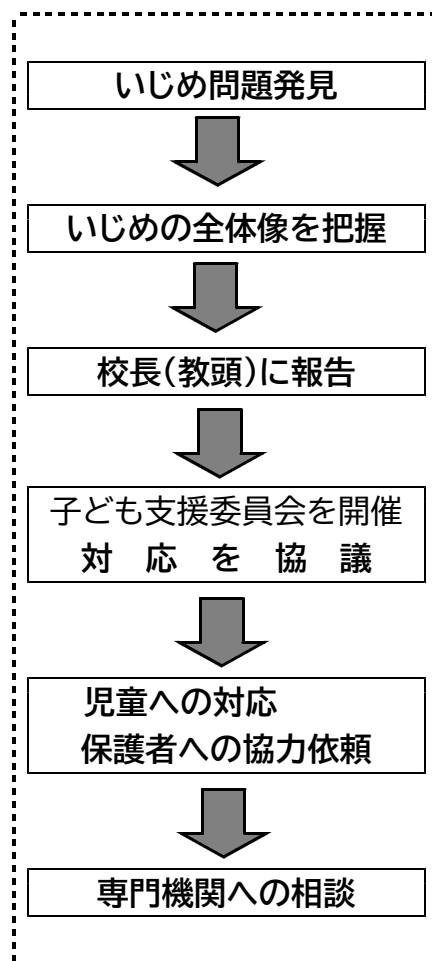
- 1 担任（連絡を受けた職員）は、問題行動の概略を校長に報告する。
※ 深夜であっても必ず校長に連絡する。
- 2 担任は、校長（教頭）とともに現場へ行き、詳しい状況を把握する。
※ 家出など状況が深刻な場合は、翌日臨時の職員会議を招集する。
- 3 該当児童から複数名の職員で話を聴く。
※ 取り調べにならないよう注意する。
- 4 関係児童がいる場合は、全員から事実確認、問題行動の原因・背景などを聴き取り全容解明、再発防止に努める。
※ 児童自身のふり返り・思いの吐露 事実の見える化（記録）
- 5 保護者を学校に喚び、問題行動の全容、事件の背景、今後の対応などについて確認し保護者の今後の対応について依頼する。
※ 「子どもの言動・様子について、一層の関心を払う」「持ち物に気をつける」「親子の会話を心がける」「迷惑をかけた相手方を親子で訪問し、誠意をもって謝罪する」 など
- 6 教頭は、詳細をまとめ、市教委に報告する。
- 7 全職員で内容を共有し、再発防止のための方策を協議し、全児童への指導を徹底する。



14 いじめ

- 【ポイント】 ★ いじめの早期発見、早期解決に努める。情報交換をする。
★ 担任一人で抱え込まず、組織で対応にあたる。
★ 学級の問題として丁寧に考えさせ、学級全体で改善を図る。

- 1 登校時や教室での様子を常に観察し、いじめの早期発見に努める。
※表情、グループ編成の様子、休み時間の過ごし方、学級児童の言動、保護者の訴え
- 2 いじめの可能性が疑われる場合は、楽観視せず、関係児童、周辺児童から聴き取りをして、事実を確認する。
- 3 いじめの実態を校長(教頭)に報告する。
- 4 子ども支援委員会を開き、対応について協議する。状況に応じ外部機関と連動するいじめ対応サポート班を立ち上げる。
※ いじめは根が深く、長期戦は必至という構えで、SCと連携して組織で対応。
※ 担任一人に抱え込ませない。
- 5 加害児童、被害児童の両者に対して面談や声かけ・継続的な観察を行う。
※ 被害児童の保護・支援
- 6 被害児童、加害児童の双方の保護者と個別に面談し、いじめの現状、指導の経過、今後の対応について理解と協力を得る。
- 7 指導を継続する。簡単には解決しないということを念頭に児童観察を続ける。
- 8 SCが児童と面談しケアに努める。



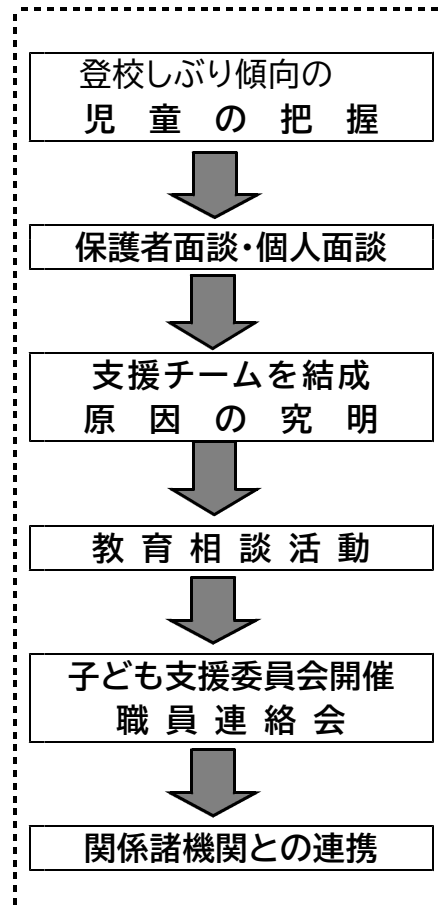
◆早期発見・早期対応

- ① 担任は、児童の自由な時間等に同席・同行し、児童の言動や人間関係の把握に努める。
- ② 児童の訴えを丁寧に聴き、事実を正確につかむ。些細な行為でも捉え方は違うということを念頭に置いて聴くよう心がける。

15 不登校・登校しぶり

- 【ポイント】 ★ 登校しぶりの兆候を早期に把握する。情報交換・情報共有をする。
 ★ 個人面談をする。不登校の原因を探る。
 ★ SCや専門機関のサポートを受け、連携して対応する。

- 1 登校時や教室での様子を常に観察し、不登校の兆候をいち早く察知するよう心がける。
 ※表情、言動、保健室やトイレに行く回数
- 2 C4thによる連絡も電話もなく無断欠席している場合、必ず家庭連絡、事由を確認する。
- 3 保護者と連絡をとる。家庭での様子や言動、学校での様子について情報交換をする。
- 4 児童と個人面談する。児童の心情に寄り添い児童が抱えている状況を理解する。
- 5 支援チームを結成し、情報・状況を正確に整理・共有し、不登校や保健室来校の原因を究明する。(いじめ、怠学、担任との関係、学力不振、保護者の養育態度、家庭の事情等)
- 6 子ども支援委員会を開催し、状況の報告と今後の対応について協議する。



- 7 全職員に報告し、児童の理解と今後の対応について協力する。
- 8 必要に応じてSCや関係諸機関との連携を図り、保護者や児童のケアを行う。

関係諸機関

福井地方務局 (0776)22-5090	県すこやかダイヤル (0776)41-4205
福井県総合福祉相談所 (0776)24-5138	県教育研究所教育相談課 (0776)36-4852
福井県警本部ヤングテレホン(0776)24-4970	県特別支援教育センター (0776)53-6574
ステップスクールさかい (0776)51-5062	

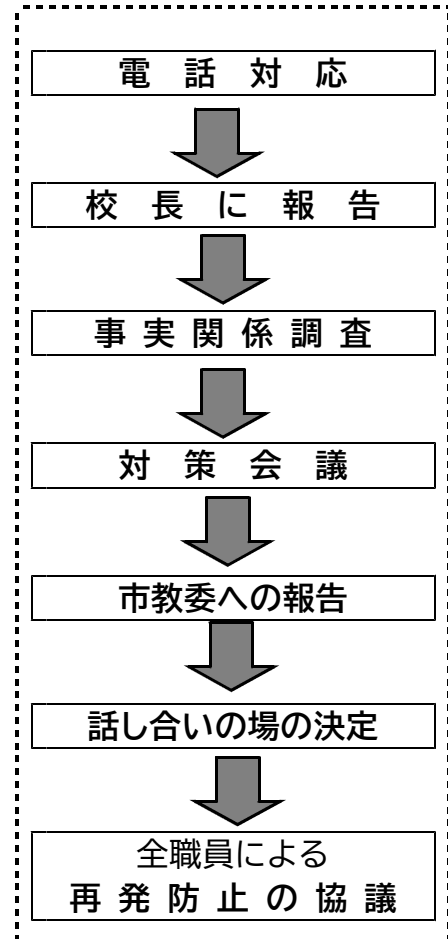
16 保護者からの要望・苦情

- 【ポイント】 ★ 要望・苦情をねばり強く聴き、主訴を理解する。
★ 要望の原因となった事実を多方面から確認し、整理する。
★ 学校に非があれば、管理職を伴って出向き、謝罪する。

- 1 相手の要望や主訴を把握する。
※電話での対応は特に丁寧に行う。
※相手の氏名、用件を正確に聞く。
※内容が複雑であるものは、学校に来校していただき複数で対応。または出向く。

- 情報公開の要求
- いじめ被害の訴え
- 学校経営への不満
- 学級経営(担任)への不満
- 授業への不満
- 体罰 モラハラ パワハラ
- 教師によるセクハラ行為 など

- 2 校長(教頭)に報告する。
- 3 事実関係を調査する。
○学級担任、関係職員、関係児童から
- 4 対策会議を開く。(校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・担任・PTA会長等)
- 5 市教委に報告し、指導を受ける。
- 6 話し合いの場を設定し、学校としての見解を説明する。
※ 相手を説得しようとせず、立場を理解し、気持ちを受け止める。
※ 学校に非があれば率直に謝罪する。理不尽な要求には安易に応じない。
- 7 再発防止について、全職員で協議する。



17 児童による差別発言（差別的落書きを含む）

- 【ポイント】 ★ 差別事象発生と同時に、全体に指導を行う。
 ★ 速やかに内容・対応を報告する。
 ★ これまでの指導に反省点はないか、検証する。

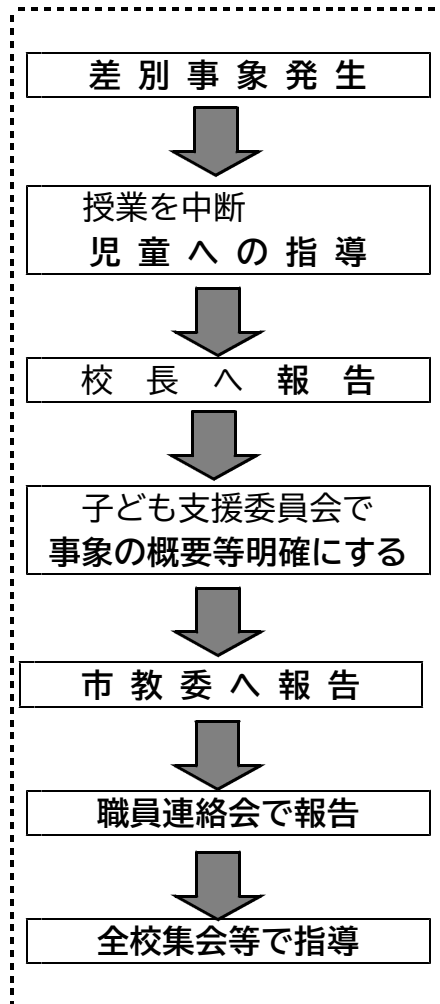
- 1 ふだんから、一人一人に居場所のある温かい学級づくりをすすめる。
 ・担任は、朝、教室で児童を迎える。
 ・欠席連絡者には、メールや電話を入れる。
 ・全児童に、日常的に声をかけるよう努める。
 ・自己有用感・存在感をもてる機会を増やす。

- 2 児童による^{せんしょう}賤称語(差別用語)などの差別事象が発生したら、授業を中断し、当該児童及び学級全体への指導を行う。

- (1) その言葉をどこで知ったのか。
 (2) どういう意味でそんな言葉を使用したのか。真の意味を知っているか。
 (3) その発言は重大な誤りであること。
 (4) 全ての人がかげがえのない大切な存在であり、守るべき人権があること。

- 3 担任は、校長(教頭)に差別事象の発生を報告する。
 4 子ども支援委員会を開催し、事象の概要と今後の取り組みについて明確にする。
 (子ども支援委員会+人権教育担当・担任)
 5 必要があれば市教委に報告し、指導を仰ぐ。

- 6 職員連絡会で、事象の報告となぜ差別事象が発生したのかの背景や指導の問題点について明らかにする。

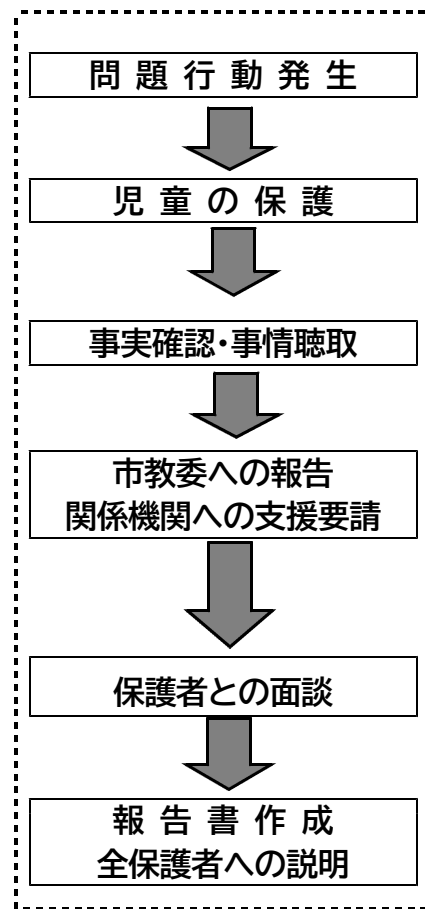


差別落書きの場合も同様の方法で対処する。ただし、落書きは直ちに消す。

18 教職員による児童への問題行動 (体罰、わいせつ行為等)

- 【ポイント】
- ★ 児童からの訴え、保護者からの相談を受けたら、丁寧に対応し、速やかに市教委に連絡して、指示を受ける。
 - ★ 犯罪行為が疑われる場合は、専門機関に連絡し、児童の聴取をお願いする。教員が詳しく聴取することは避ける。
 - ★ 該当教員と児童の接触を断ち、児童のケアを第一に考える。

- 1 相談・連絡を受けた職員は、問題行動の概略を校長(教頭)に報告する。
- 2 校長(教頭)は、該当教員に事実を確認し、詳しい状況を把握する。
 - ※ 必ず複数で聴き、記録をとる。可能ならば録音する。
- 3 被害を受けた児童を保護し、訴え・事実を丁寧に聴き取る。以後、児童と該当教員は接触しないようにする。
 - ※ 答えを誘導するような聴き方を避け、児童自身に語らせる、オープンクエスチョンを心がける。
 - ※ 必ず複数で聴き取りをする。できるだけ録音する。
- 4 校長(教頭)は直ちに市教委に報告し、指示を受ける。
- 5 保護者を学校に呼び、問題行動の全容、今後の対応などについて説明する。
- 6 全職員に内容を連絡し、再発防止のための方策を協議し、スクールカウンセラーを活用して関係児童への心のケアを進める。



関係諸機関	
福井地方法務局	22-5090
福井県総合福祉相談所	24-5138
県教育研究所教育相談課	36-4852

※ 複数のカウンセラーを必要とする場合は、市教委を通じて要請する。

19 虐待

- 【ポイント】
- ★ 虐待の兆候をいち早く発見できるよう、日頃から児童の言動・着替え時・検診・身体計測時の様子に注意する。
 - ★ 虐待の発見者には通告の義務がある。
 - ★ 関係機関と連携して、児童と家族を助ける。

- 1 虐待の早期発見に努める。
 - 本人・保護者からの相談
 - 地域からの情報、
 - 周りの児童からの連絡、
 - 教師の発見・児童観察
- 2 虐待の兆候を認めた場合、違和感程度でも、まず校長(教頭)に報告する。
- 3 校内でチームを組み、役割分担を決めて児童や家庭の状況を把握する。

※話しやすい相手・雰囲気をつくり、核心から離れた内容から、家での生活について聞く。
 ※保護者には、用をつくって家庭訪問をし、家庭の様子を把握する。

- 4 校長(教頭)は速やかに市教委・市子ども福祉課に連絡し、観察・聴取を依頼する。

※児童の保護・援助、保護者への援助

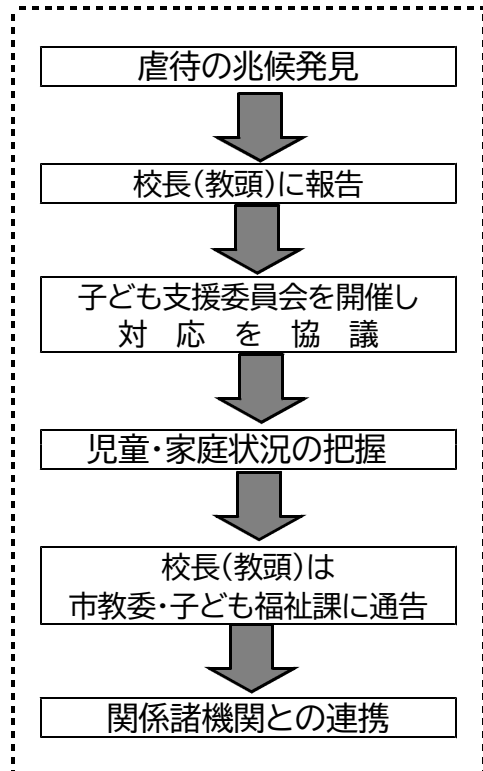
- 5 保護者と丁寧に話をする。

※虐待する保護者もまたSOSのサインを送っている、支援を欲している場合があるという認識をもつ

※虐待を認めた時は、子育ての大変さなどに共感しながら、関係機関と連携して支援を考える

※虐待を認めない場合は、虐待が続いていないか、ひどくはないか注意し、関係機関に報告して対応してもらう。

- 6 教育相談活動・観察を継続していく。



◆早期発見のチェックリスト

- ①兄弟姉妹の中で服装や扱いが違う
- ②保護者の都合で欠席させられる
- ③入浴しないので臭くて嫌がられる
- ④アザやケガがあり、転んだ等と言う
- ⑤遅い時刻でも帰ろうとしない
- ⑥何も食わずに登校してくる
- ⑦異常なほど大人の顔色をうかがう

★死亡事故、重篤な事故（基本調査の実施）

市教委が基本調査を必要と判断した場合、

原則3日以内に 関係する全ての教職員から聴き取りを実施
必要に応じて、事故現場に居合わせた児童への聴き取りを実施

★必ず複数の教職員で対応するとともに、状況に応じて、スクールカウンセラーを同席させることも必要。

聴き取りの目的を明らかにした上で、以下の事前説明を行うなどして、聴き取り対象者の負担を軽減するように努める。

- 記憶していることをできるだけ正確に思い出して話してほしいこと。
- 人の記憶はあいまいなので、正確な事実だけを覚えているわけではないこと（記憶違いのこともあること）。
- 一人の記憶に頼るのではなく、他の人の話などから総合的に判断してまとめていくこと。
- 「誰が何を言った」ということが、そのまま外部に出ることはないこと。
- できるだけ正確に話の内容を記録するため、録音することもあるが、録音データは、調査報告としての記録作成のみに使用すること。

<関係する全教職員からの聴き取り>

- 3日以内に記録用紙を配付し、事故に関する事実を記録する。なお、事故発生直後にメモ等の記録を残していた教職員は、記録用紙を提出する際に、メモ等の記録も併せて提出する。
- 記録の内容をもとに、校長・教頭が聴き取りを実施し、記録を行う。
- 校長・教頭は教職員が記載した記録用紙の情報を集約し、発生状況や事故後の対応について、時系列で整理する。

(参考)聴き取る内容の例

- 事故数日前からの被害児童等の状況で気になっていたこと
- 疾患の有無及び内容
- 既往症の有無及び内容
- 事故発生時に当該教職員がしたこと、見たこと、聞いたこと
(被害児童等及び事故現場に居合わせた児童生徒等の様子) 等

<事故現場に居合わせた児童への聴き取り>

- 事故現場に居合わせた児童等は、精神的に大きなショックを受けていることから、調査実施に当たっては、保護者に連絡して理解・協力を依頼するとともに、保護者と連携して心のケア体制を万全に整える。
- 児童が話しやすい教職員がいる場合には、柔軟に対応する。
- 話しやすい雰囲気を作り出すことが困難な状況においては、記録用紙を配付し、事故に関する事実を記録してもらう方法をとる。

<情報の整理・報告>

- 得られた情報の範囲内で、情報を時系列にまとめる。事実と推測は区分し情報源を明記するなどして整理し、整理した情報を市教委へ報告する。
- 説明に矛盾が生じないように、全教職員で事故に関する情報を共有した上で、原則として、被害児童等の保護者への説明窓口は一本化する。被害児童等の保護者への情報提供を行う際は正確な情報の伝達心がけ伝達した情報に誤りがあった場合にはすぐに修正するよう心がける。

報道機関への対応

1 対応の基本姿勢

(1) 情報の公開

個人情報や人権に最大限配慮しながら、事実を公開していく姿勢で対応し、事実を隠そうとしているのではないかなどの誤解が生じないようにする。

(2) 誠意ある態度

学校と報道機関との関係が協力的なものとなるよう、誠意を持って対応する。

(3) 公平な対応

どの機関に対しても公平に情報を提供する。

2 対応の留意点

(1) 窓口の一本化

原則として、教頭に一本化する。職員が個別に質問されても、「教頭がお答えします。」と答える。

(2) 報道機関への依頼

児童の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持する観点から、取材に対しての依頼を文書等により行う。また、報道機関の控え場所を図工室とする。

(3) 社名、記者名、連絡先の確認

必ず、社名、記者名、連絡先を確認しておく。

(4) 取材意図の確認及び準備

前もって取材意図を把握し、予想質問と回答を作成しておく。その際「事実関係が正確に把握できているか」「憶測の部分はないか」「人権やプライバシーへの配慮はできているか」などに留意する。

(5) 明確な回答

不明なことや把握していないことはその旨を正確に伝え、誤解につながるような曖昧な返事はしない。

(6) 教育委員会との連携

記者会見を開く際の留意事項等について助言を得るなど、市教委に支援を要請する。

(7) 記者会見の設定

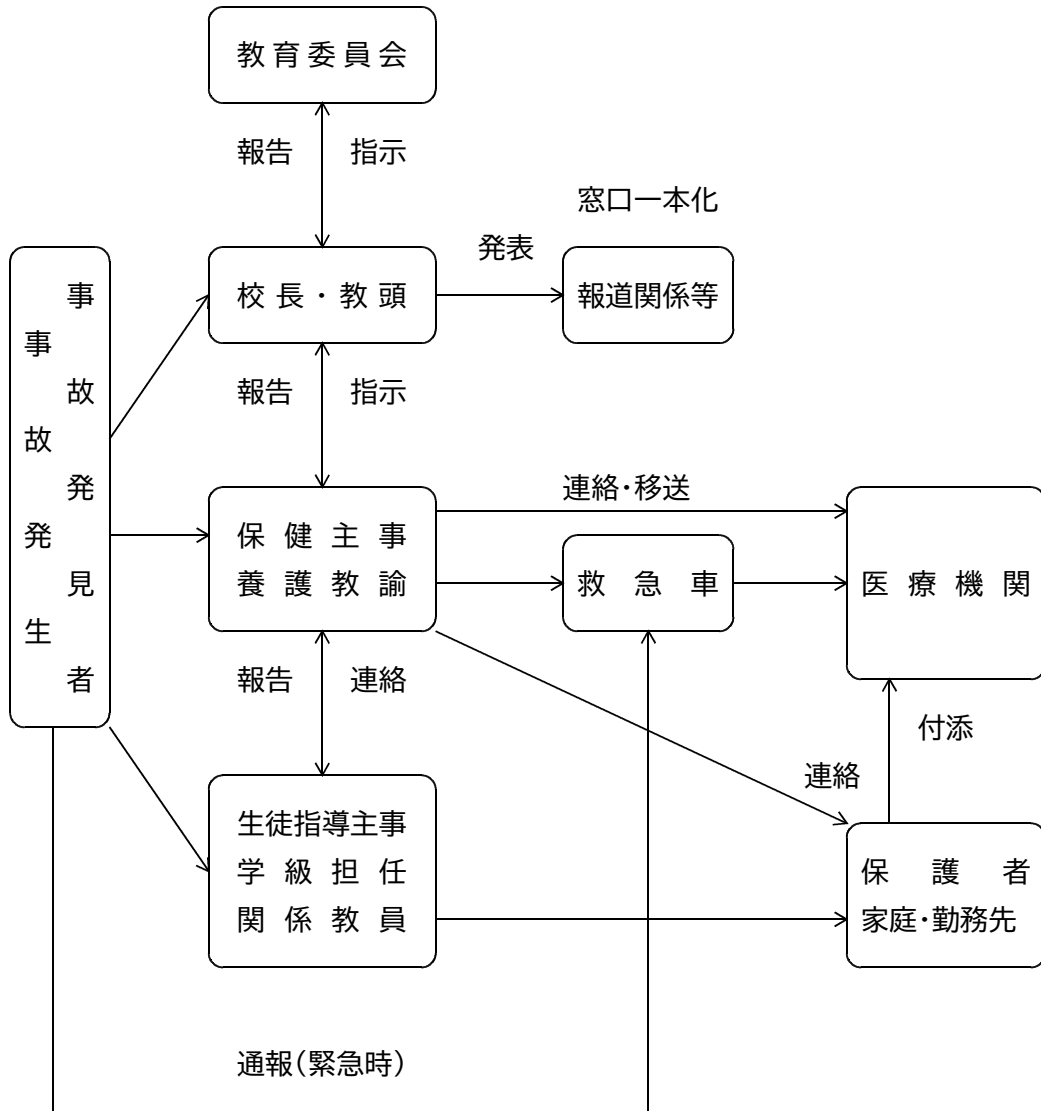
正確を期し、効率化を図るために記者会見の場を設ける。

○会見場所は校長室とし、時間等は学校運営を妨げないように考慮する。

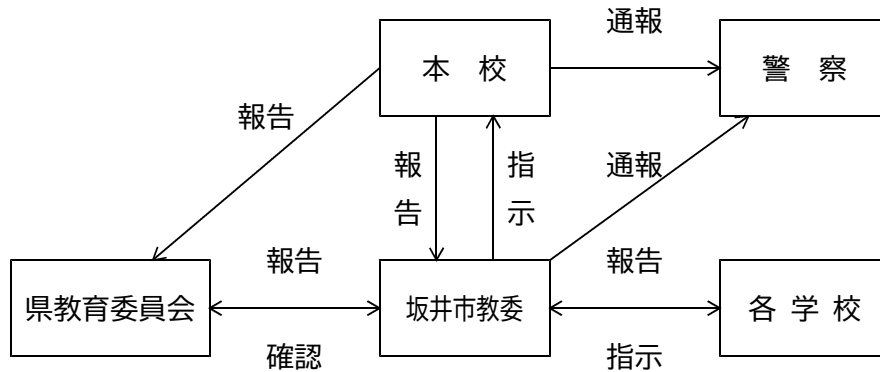
○児童や職員の人権・個人情報に十分留意する。

○記者の誘導的質問に留意する。

緊急連絡体制 (医療行為の必要な事故が発生した場合の連絡網)



◎緊急事由発生(校区内・隣接地域)



<緊急連絡先一覧>

嶺北消防署 51-0911 (緊急 119) 火事情報 51-2000	春江病院 51-0029 学校医(大野内科) 51-8170 学校教育課 50-3161 (直通) 66-1500 (市役所)
坂井警察署 66-0110 春江交番 51-0051 大石駐在所 72-0110	学校長(自宅) (携帯)
	教頭(自宅) (携帯)
	警備保障会社 23-2288(緊急)
	タクシー会社(春江タクシー) 51-0213 // (ケイカンタクシー) 51-6306

<緊急時の連絡網>

① メール配信	学校(管理職)→C4thによる安否確認
② 緊急時の職員安否確認	学校(管理職)→C4thによる安否確認

